

第2回 動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会

－ 議事概要 －

1. 日時：平成30年10月4日（木）15:00～17:00

2. 場所：東京八重洲ホール 901 会議室

3. 出席者（敬称略）

委員：安倍 淳、石川 仁憲、森（代理）、榎本 雄太、菊地 太、河野 順、小林 恭一、
田辺 晃、東城 英雄、山岡 宏、吉村 高寛、槇野 稔、稲継 丈大、
岡本 拓司、篠原 秀和、東谷 浩二、牧野 英二

オブザーバー：望月（代理）、椿（代理）

4. 議事内容

(1) 委員紹介

(2) 議題

①検討会報告書骨子（案）（資料1）

・事務局より、前回の検討会の議論を踏まえた「資料1 検討会報告書骨子案」について説明
－質疑・意見なし－

②検討事項と対応方針（資料2～9）

・事務局より、「資料2 主な検討事項と対応方針」と「資料3 基本事項」について説明

【質疑・意見】

・任務分担について

(委員) 小型船舶操縦者法によって、小型船舶の操縦士を船長として乗船させることが定められている。法体系上、操縦者（船長）が交通上の法的な責任を負う。

(委員) IRB 等小型船舶については、船長イコール操縦する人であり、船長という呼び方が適当である。

(委員) 小型船舶操縦者法では操縦士と操縦者は明確に分けている。法律上決められている言葉は正確に使うべきである。

(事務局) 消防には、消防活動全体の指揮者という存在が大前提。消防にとって船長は崇高な立場であり、置き換えるとしたら隊長や小隊長という認識だった。その部分を操縦士や操縦者という言葉で濁してしまっていた部分もある。

(委員) 現状を踏まえると、消防の組織上、船長の責務全てを操縦士が負う体制になれない

(委員) コマンダーの下に隊員（船長）でいいのではないか。

(委員) 法に係る点検や作業運転の検視等は船長責任として、救助については隊長とする。

(委員) 船長にも大きな責任があることを植え付けていくことが必要である。

(座長) 事務局は関係機関と調整していくこと。これは非常に重要な課題である。

・乗船位置について

(事務局) 操縦士を起点として、基本的にこのような役割の人がいる一方、兼ねる場合もあると認識している。

- (委員) 高度な技術で救助するという観点から、役割分担は隊員に明示すべきである。
- (委員) 消防の業務上、役割分担を明確にしているものと理解している。なお、レスキューーも見張りなど安全運航の役割を担う必要がある。
- (事務局) 基本的事項としてどこに乗るかは示したい。固定ではないことも書く。
- (委員) 標準を示す際の理由付けについても記載するとより理解も進む。
- ・バックアップ体制について
- (委員) バックアップ体制については、当然示すべきである。
- (委員) 消防本部は1艇所有が大半で、2艇が原則と書かれると非常に厳しい。
- (委員) 海外では水災害のカテゴリーごとに、1艇2艇3艇体制について定めている。
- (委員) 現状と乖離があり、逸脱した運用になるなら1艇としてハードルを低くすべき。
- (座長) カテゴリー分けは参考になる意見。海外事例も調査の上、記載の仕方を検討すべき。
- (事務局) 理由も明示して消防本部が正しく選択できる記載をする。

・事務局より、「資料4 装備・資機材」について説明

【質疑・意見】

- (委員) 国などの公的機関が出すものは、スタンダードを明確に定めていくべき。
- (事務局) スタンダードの部分を、なぜスタンダードなのか整理していくつもりである。
- (事務局) フットストラップやパウロープはスタンダードではないのか。適性を知りたい。
- (委員) スタンダードの基本は、言葉の定義付けから始まる
- (座長) 高度な技術を必要とする場合、理想な場合など段階的に分けるといい。
- (委員) PFDではなく、救命胴衣と修正してほしい
- (委員) 法定備品と船を運用するために必要な備品等について、整理して記載すべき。

・事務局より、「資料5 操船要領」について説明

【質疑・意見】

- (委員) 図や名称を入れて定義付けしてほしい。
- (委員) マニュアルならば、系統立てて書いていくことが大事である。
- (委員) 小型船舶行政において、様々な要領を作成し定義付けられたものがあるので、それを採用すると良い。
- (委員) 操船要領というのはIRBの操船要領なのか。基本的な小型船舶の操船要領か。
- (事務局) マニュアルそのものがIRBであるので、IRBを想定している。
- (委員) 各所で適したボートがあるので、IRBの場合とは分けると良いのではないか。
- (事務局) ここに書かれている9つの事項はスタンダードに該当しているのか、教えてほしい。
- (座長) 何を省略して何をやるのかというのは難しいが、再度検討をすること。

・事務局より、「資料6 救出要領」について説明

【質疑・意見】

- (委員) 要救助者に体力があるというのは、どのような定義付けをしているのか。
- (事務局) 自分で動ける人を想定している。

- (委員) 要救助者に何かができるということを期待しないというのが原則だと認識している。
- (事務局) 水に溺れている人は体力がないとした方がいいという意見であれば、それに従う。
- (事務局) 昨年同様、可能な限り図を使って絵本のようにしていく。
- (事務局) 検討会の報告書を作り、その中で IRB の救助に関する方向性を示したものであるマニュアルを組み込む。
- (委員) 大きなカテゴリーで 1 回分けてそこから分岐する枝葉を埋めていく作業が必要。
- (委員) レスキューアーが事前に様々なイメージを持てるような、様々なケースを考えるべき。

- ・事務局より、「資料7 メンテナンス要領」、「資料7別図 点検整備チェックリスト」について説

明

【質疑・意見】

- (委員) 図をたくさん入れてほしい。メンテナンスガイドや各種ホームページを活用してほしい。
- (委員) チェックリストが多いと形骸化するので、簡素化すると良い。使用后点検や月例に厚みをもたせるとやりやすいと思う。
- (事務局) 皆さんの意見を参考にしつつ、何のためにチェックするのかということを考えていく
- (座長) 使う方の意見を聞いて参考にすること。
- (事務局) 意識付けに重点を置いていこうと思っている。

- ・事務局より、「資料8 事故発生時の対応」について説明

【質疑・意見】

- (委員) 転覆後の安全確認対応等を記載した方が良い。落水の舵取りの表現がわかりにくい。
- (委員) 船体引き起こしロープは標準装備ではないので、補足説明したが良い。

- ・事務局より、「資料9 安全管理要領」について説明

【質疑・意見】

- (委員) 言葉の定義付けができていない。
- (委員) 様々なシチュエーションを想定し、人間の行動認知部分で分けるといいのではないか。
- (委員) 安全管理要領のなかに、夜間活動や照明の取り扱いなども記載するとよい。
- (事務局) 全体的な整理の中で適切な書きぶりを考えつつ、然るべきところに記載していく。
- (委員) ボートのバランスの取り方、入水の仕方、確保の仕方などの記載が必要である。

(3) その他

- ・事務局より今後のスケジュールについて説明

- (事務局) 事務局として、すでにあるものと消防の思いを整理して次回また提示する。
次回は 12 月上旬開催を予定している。
- (委員) JMRA でまとめている資料を事務局に提出することは可能である。
- (委員) JCI や日本マリン事業協会、海事局の資料なども参考にするとよい。

以上